大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。 平成十四年二月二十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 P・モール泉田 所在地 岡山市泉田三八一ーーほか
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 両備バス株式会社住所 岡山市西大寺上一丁目一番五〇号代表者の氏名 代表取締役 小嶋 光信
 - 3 変更事項

(変更前)

大規模小売店舗において小売業を行うもの 両備バス株式会社他三社

(変更後)

大規模小売店舗において小売業を行うもの

両備バス株式会社他五社 (株式会社宮脇書店、株式会社大創産業を追加するものである。)

- 4 変更年月日 平成十四年十月二十一日
- 二 届出年月日 平成十四年二月二十日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間 平成十四年二月二十六日から平成十四年六月二十六日まで
 - 2 縦覧の場所

岡山県商工労働部商工企画課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所